

## 悪質商法(だまされないために)



そんなにうまい話があるわけないよ!!  
「いいません」とはっきり断りましょう。

うまい話には、ご用心を!

「必ずもうかります」「今がチャンスです」という  
甘い言葉に、だまされないようにしましょう。

## 安全チェックポイント

### 家の中に入れない

- 家にいるときでも、玄関のカギはかけておく。
- すぐにドアを開けずに、インターホンかドアスコープで相手を確かめ、ドアチェーンをかけたまま対応する。  
※いったん入り込むと、しつこく勧誘してきます。



### 身分と用件を確認する

- 身分証明書か登録証の提示を求め、相手の身分を確かめる。
- 訪問の目的や用件を質問して、はっきりと確かめる。  
※身分をいつわったり、販売の意図を隠す場合があります。

### 相談する

- 買うと決めても、その場ですぐに契約しない。
- 家族や信頼できる人に相談し、意見を聞いて冷静に考える。



### はっきりと断る

- いない場合は、その場ではっきりと「いいません」と断る。
- 断ってもしつこく勧誘してくるときは、110番通報する。  
※中途半端な態度や優柔不断な対応は、相手につけ込まれるだけです。



### クーリング・オフを確認する

- 購入する場合には、クーリング・オフの有無を必ず確認する。

### クーリング・オフ制度 (あなたの味方)

#### クーリング・オフとは

- 契約(申込み)しても、契約書などを受領した日から起算して、一定期間内(訪問販売の場合は8日間)であれば、書面によって無条件で申込みの撤回や、契約の解除ができる制度。  
※クーリング・オフができる期間は、それぞれ異なります。

#### 効果は

- 損害賠償金・違約金を支払う必要がない。
- 支払済の代金は全額返還される。
- 返品の費用は業者が負担する。

#### できない場合

- クーリング・オフの期間がすぎたとき。
- 健康食品や化粧品などの消耗品を使用したり、一部消耗したとき。
- 3,000円未満の商品を受け取り、同時に代金を全額支払ったとき。
- 通信販売で購入したとき。
- 乗用車を購入したとき。

(詳細は、近くの警察署や消費生活センターにご相談ください)

